

## 鳥取県消費者団体等活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県消費者団体等活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内で活動する団体が行う消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月22日法律第61号。以下「法」という。）第2条第1項で定義するものをいう。以下同じ。）に関する自主的取組を支援することにより、団体の消費生活に関する教育・啓発活動の活性化を図るとともに、消費者教育の機会を拡大し、消費者市民社会（法第2条第2項で定義するものをいう。）の形成に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次項を満たす団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金に応募できる団体は、次の各号のすべてを満たし、鳥取県内で活動する団体とする。

(1) 構成員が概ね10人以上で組織する団体であること。

(2) 原則として、団体規約を有していること。

(3) 団体事務局又は活動のための事務所が鳥取県内にあること。

(4) 営利団体でないこと。

(5) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る収入の額を差し引いた額以下とし、同一年度内における1団体当たりへの交付限度額は10万円とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業実施の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の目的、効果に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
<p>消費生活に関する教育・啓発、情報発信等の事業のうち、次に掲げる事業であって、鳥取県内における消費者教育の推進に資すると県が認める活動。</p> <p>ア 講座・講習会の開催 イ 広報誌・パンフ・リーフの作成・配布 ウ ホームページ・メール等を活用した情報発信 エ その他県が認める事業</p>	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県消費者団体等活動支援補助事業計画（報告）書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業内容（なるべく詳細に）

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県消費者団体等活動支援補助金事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
県 補 助 金				
その他の収入				
合 計				

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
〇 〇 〇				
〇 〇 〇				
合 計				

様式第3号(第4条関係)

〇〇年度鳥取県消費者団体等活動支援補助金団体調書

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 所在地及び連絡先(電話番号等)
- 4 設立年月日
- 5 団体の目的
- 6 会員数
- 7 過去2か年度の主な活動状況

<添付書類>

- 1 団体規約
- 2 会員名簿
- 3 団体の概要のわかる資料(パンフレット、ちらし、新聞記事等)

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県消費者団体等活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県消費者団体等活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：〇〇 電話：〇〇）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県消費者団体等活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第3項の規定により算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県消費者団体等活動支援補助事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県消費者団体等活動支援補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

(平成 年 月 日付第・・・・号による通知額)

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$  金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。